

精神障害者保健福祉手帳制度について

この制度は、精神障害者の方が、精神障害者保健福祉手帳を取得することにより、各種優遇措置の適用が受けられやすくなるとともに、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

手帳の対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象としています。

障害等級

症状の状態によって、1級から3級までの障害等級が認定されます。

申請及び交付

1. 申請者

申請者は、本人です。ただし、家族や医療機関の職員の方が申請書の提出や手帳の受け取り手続きを代行できます。また、15歳未満の児童については、あわせて保護者名を記入して申請してください。

2. 申請書類

☆申請書（町役場、病院にあります。）

☆診断書（町役場、病院にあります。）又は、障害年金の受給証書の写し等

☆写真1枚（4cm×3cm）

3. 申請方法

次の二つの申請方法があります。

①申請書に、診断書を添付して申請してください。

この場合、診断書は、精神保健指定医、その他精神障害者の診断又は治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点のものがが必要です。

②申請書に、障害年金の受給証書の写し・同意書を添付して申請してください。この場合、診断書は必要ありません。なお、直近の年金支払通知書の写しを併せて添付してください。

4. 交付の決定

県が申請書類を審査し、適当と認めるときは、手帳を交付します。また、不適当と判断したときは、県より通知書を発行します。

5. 手帳の有効期限

県で交付した日から2年間です。更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から申請できます。

◎詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel. 72-3416）

～社会奉仕活動を目的とした補導委託～

家庭裁判所における教育的な働きかけ

家庭裁判所における試験観察

家庭裁判所では、非行のあった少年について、保護観察や、少年院送致などの処分を決めますが、しばらく少年の生活態度などを見てから処分を決めることもあり、これを「試験観察」といいます。

社会奉仕活動を目的とした補導委託

試験観察においては、非行を繰り返すことがないように、様々な方法で教育的な働きかけを行っています。

例えば、老人福祉施設や乳児院などの施設に少年を預けて指導してもらう「補導委託制度」を利用し、短期間社会奉仕活動に取り組みさせることがあります。

社会奉仕活動に参加することの効果

最近の非行少年の特徴として、他人とうまくコミュニケーションを取れないことなどが指摘されていますが、活動を通じて、少年は、自然と相手に思いやりの気持ちを持つようになります。

こうした経験が立ち直りのきっかけになるものと考えられています。